平成23年度行政監査報告書

説明資料

第1 監査のテーマ及び目的

1 監査のテーマ

平成 23 年度の行政監査は、「県立学校における教材費等について」をテーマとした。

2 監査の目的

県立学校では、教職員が、生徒の教材費や修学旅行費、PTA等の団体費などを取り扱っている。また、生徒又は保護者が購入する学用品等の中には、特定の製品や販売業者等を学校が指定し、又はあっせんするものがある。これら教材費等は、公金ではないが、負担する生徒又は保護者(以下「保護者等」という。)などの信頼に応え、適正、適切な取扱いが求められる。

このため、教材費等に係る事務が適正、適切に処理されているか等について監査し、適正かつ効率的な学校運営に資するものとする。

なお、監査の実施に当たっては、本監査がPTA等の団体自体を監査するものではないことに十分留意するとともに、PTA等の団体固有の情報である財務情報の取扱いには十分留意することとする。

- (注) 本監査において「教材費等」とは、次に掲げるものを総称していう。
 - 一 学校徴収金

教職員が、授業や特別活動に必要な副教材、実習材料などの購入のために保護者等から預かっている金銭

二 学校関係団体費

教職員、生徒、保護者、卒業生などで構成する学校関係団体が所有する金銭であって、教職員が、当該団体から管理、処分の委任を受けているもの

三 学校指定用品

各生徒の所有となる学用品等のうち、学校が特定の製品を指定し、その使用を求めるもの

第2 監査の実施概要

1 監査の着眼点

監査に当たっては、主に次の着眼点に基づき実施した。

- (1) 教材費等に属する現金・預金の管理は、適正、適切に行われているか。
- (2) 教材費等の使途は、適切であるか。
- (3) 教材費等に係る事務は、適正、適切に執行されているか。
- (4) 教材費等の管理及び事務処理に係るチェック体制が定められ、また、有効に機能しているか。
- (5) 各学校で、教材費等の取扱いに関する研修や指導が適切に行われているか。
- (6) 教育庁関係課は、教材費等の取扱いや取扱時の服務などについて適切な指導 又は監督を行っているか。

2 監査対象機関

(1) 監查対象機関

監査対象機関は、教育庁の関係4課及び全県立学校65校とした。

区分		監査対象機関数	実地監査対象機関数	
教育庁本庁		4	4	
県立学校		6 5	2 3	
	高等学校	4 8	1 6	
	特別支援学校	1 6	6	
	中学校	1	1	

第3 監査対象事務の概要

1 教材費等の状況

(1) 平成22年度における学校徴収金及び学校関係団体費の集金額

監査対象校 65 校の監査調書の記載に基づく平成 22 年度における学校徴収金及び学校関係団体費の集金額は、次の表のとおりであり、高等学校においては約 22 億 8,000 万円、特別支援学校においては約 1 億 2,500 万円、中学校においては約 2,300 万円、合計約 24 億 2,800 万円の集金が行われていた。

[表] 平成 22 年度における学校徴収金及び学校関係団体費の集金額

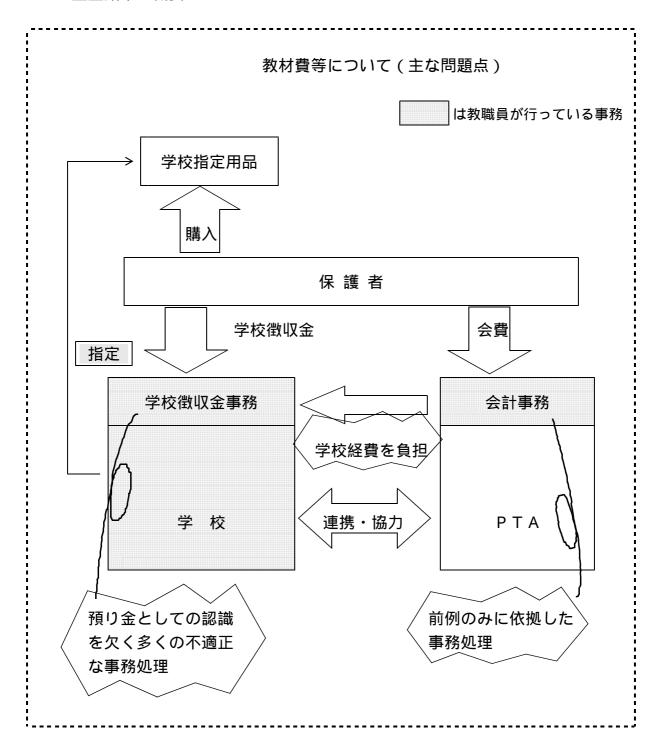
(単位:千円、人)

区分	高等学校 (48 校)	特別支援学校 (16 校)	中学校 (1 校)	計 (65 校)
学校徴収金	1,107,013	107,957	23,011	1,237,981
学校関係団体費	1,173,760	16,839	ı	1,190,599
計	2,280,773	124,796	23,011	2,428,580
在籍者数	26,440	1,076	358	27,874
1人当たり集金額	86	116	64	87

(注) 中学校の学校関係団体費は、特定の団体の財務情報が明らかになることから 記載していない。

第4 主要な監査の結果及び意見

1 監査結果の概要



2 学校徴収金について

(1) 次の不適正又は不適切な事例が見受けられた。

現金を金庫に保管していない 14校

預金通帳と届出印を同じ職員が管理しており、預金払戻時のチェックができない 2 1 校

代金を納入していない生徒にも副教材を配布しその購入費用が他の生徒に 転嫁されている 7 校

余剰金が生じていたもの、返金すべき額を返金していなかった 6 校

土曜講座の22年度分残金306,417円について、当時の1、2年生分は現2、3年生に返還予定とし、すでに卒業した3年生の分は処理検討中としていた事例(その後返金の処理をし、3月9日に完了した)

学校徴収金を無断で集金目的外の使途に流用した 8校

模擬試験会計から、葬儀の献花代などを支出していた事例

事務引継が行われていない 22校

1 学年会計の 2 2 年度収支残額 2 0 , 1 3 5 円が、引継ぎが杜撰であったため、失われていた事例 (その後、校長が補填した)

その他 1校

副教材費の支払事務の委託を受けた者が、副教材の納入業者から協力金(支払事務の取扱手数料)を受け取っていた。当該協力金は、学校長が受取を認めたもので、一部が受託者の報酬に充てられ、他はPTAの収入になっていた。

(2) 要因として考えられるもの

事務量、取扱額が多い

徴収金処理方針・徴収金マニュアル(注)が分かりにくく、不慣れな教職員に高い水準を求めており、教職員に浸透していない 校長や事務長の管理監督が行き届かず、担当者任せ 県教委は、実態把握もしておらず、その姿勢は学校任せ 事務が外部の人の目に触れることがない 預り金としての認識、担当者としての責任感が薄い

注 県教委が、学校徴収金等の事務の適正化等を目的に平成16年3月に策定。

(3) 取り組むべき課題

1 教職員の意識改革

学校任せ、担当者任せの意識を改める 預り金としての認識、担当者としての責任の認識を徹底

2 預り金の量的抑制

取り扱う預り金は必要最小限とし、現金に関する不祥事発生のリスクを 抑える

(4) 防止策

- 1 県教委による実態把握
- 2 徴収金処理方針・徴収金マニュアルの抜本的見直し 預り金としての認識の徹底 預り金の量的抑制 公費に準ずる事務処理 預り金の管理のための適度な水準 保護者への精算報告の実施など事務の透明化
- 3 県教委による監察の実施 事務の透明化、適正な執行の確保のため

- 3 学校関係団体費について
- (1) 前例のみに依拠した事務処理が多数見受けられた。 経理規程、事務決裁規程、予算執行に関する規程などがない中で、教職員は、 前例を踏襲した事務処理を行っていた。
- (2) 県や教職員が負担すべきものをPTAに負担させた事例

旅費を県費で支出した教職員の研修会等の資料代や参加負担金の 全部又は一部を負担 23校

家庭訪問の旅費を負担 9校

教職員で構成する次の団体の会費を負担

- a 大分県高等学校長協会負担金 22校
- b 大分県高等学校教育研究会会費及び学校負担金 2 1 校
- c 大分県福祉科系高等学校長会会費 2校
- d 大分県立学校教頭・副校長会会費 5 校
- e 大分県高等学校進路指導協議会会費 14校

緊急の必要があるとして県有財産の修繕料を負担 5校

学校で排出される廃棄物の処理費用を負担 6校

卒業証書の生徒氏名筆耕料を負担 13校

教職員の名刺作成代金を負担 8校

(3) 要因として考えられるもの

学校と団体を混同し、団体の資金を学校の資金の一部とみる教職員の意識 団体の支出の多くは校長が権限を有している 団体の経理規程などの不備

県教委の姿勢は、学校任せ

徴収金処理方針などに不適切な経費負担の防止の観点はない

(4) 取り組むべき課題

1 教職員の意識改革 学校と団体を混同する意識を改める 県教委の学校任せの意識を改める

2 教職員の団体事務の取扱いに関するルールづくり

(5) 防止策

- 1 県教委による実態把握
- 2 徴収金処理方針、徴収金マニュアルの抜本的見直しに合わせて県、教職員、団体の負担区分を明確化
- 3 団体への教職員の関与のあり方の検討 対象団体、対象事務の範囲の明確化 団体の規程等の整備
- 4 県教委による監察の実施

むすび

本年度の行政監査は、「県立学校における教材費等について」をテーマとし、教育庁の関係4課及び県立学校23校を選定して、学校徴収金、学校関係団体費及び学校指定用品の事務が保護者等の信頼に応え適切に取り扱われているかなどについて実地に監査した。

監査の結果及び意見については、第4で述べたとおりであり、現金の管理や支出などの事務処理に関して改善又は検討を要するものが認められた。また、保護者等が学校の運営に必要な費用を負担している状況や、教職員が学校関係団体の事務に関わることについて学校任せとなっている状況も認められた。

本県では、平成24年度からの新たな行財政運営の指針となる「大分県行財政高度化指針(素案)」において、県民ニーズの多様化・高度化が進む中、限られた行政資源を最大限に活用し、県民中心の県政を展開するために、県民への行政サービス及び行政体としての大分県庁の「高度化」に取り組む必要があるとしている。

このような状況を勘案すると、今後、教材費等の取扱いが、社会経済情勢の変化に対応しつつ、保護者等の信頼に応え、適切かつ効率的に行われるよう、特に次の点に 留意されることが重要であると考える。

リスク管理の観点から、現金取扱額を必要最小限にすること。

県教委は金銭を預かることの責任を明確にした規範を整備し、また、教職員は これを自覚して主体的にその義務を果たすよう努めること。

現金取扱いに関する事務処理を、現金事故防止のために必要な厳格さを保ちつ つもできるだけ簡素化した上で、その適正な実施を図ること。

学校に関する経費について、設置者、教職員及び保護者等が負担すべきものを 明確にすること。

学校にあっては担当者任せにせず、県教委にあっては学校任せにせず、適切な 指揮監督を行って、現金事故の未然防止及び費用負担の適正化に努めること。

最後に、今回実地監査を行わなかった学校にあっても、同様に改善又は検討を要するものが少なくないと考えられるので、この機会に点検し、適切な措置を講じられるよう要望するものである。

平成24年3月

大分県監査委員